

一般競争入札の公告（再公告）

大島商船高等専門学校において、下記のとおり大島商船高専練習船大島丸定期検査工事の請負について一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 大島商船高専練習船大島丸定期検査工事（再公告） 一式
- (2) 案件の仕様等 別紙仕様書のとおり（総務課施設係保管）
- (3) 履行期間 平成29年11月27日～平成30年1月7日
- (4) 履行場所 請負者の船渠
- (5) 入札方法

入札は総価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成29年度に中国地域の「役務の提供等」（船舶整備）のA又はB等級に格付けされている者であり、なおかつ、本校の定係港から100マイル以内の場所に入渠可能な船渠を有するものであること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 競争入札執行の日時及び場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
 - 郵便番号 〒742-2193
 - 所在地 山口県大島郡周防大島町大字小松1091-1
 - 機関名 大島商船高等専門学校総務課施設係
 - 電話番号 0820-74-5465
- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3の(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札・仕様説明会の日時及び場所 平成29年11月6日（月） 13時30分
大島商船高等専門学校 練習船 大島丸
- (4) 競争入札執行の日時及び場所 平成29年11月20日（月） 13時30分
大島商船高等専門学校 校舎・管理棟大会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 納付
- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び本公告に示した請負を履行できることを証明する書類を関係書類の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、競争入札執行の日の前日までの間において、本校から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書，入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書，その他入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した請負を履行できると本校が判断した入札者であって，独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他 詳細は，入札説明書による。

平成29年10月23日

独立行政法人国立高等専門学校機構

大島商船高等専門学校

契約担当役 事務部長 番場 葉

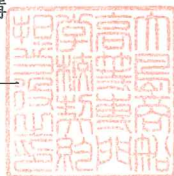


入札公告(再公告)の訂正

入札公告を次のとおり訂正します。

平成29年10月31日

独立行政法人国立高等専門学校機構
大島商船高等専門学校
契約担当役 事務部長 番場 葉一



- 1 公告日 平成29年10月23日
- 2 件名 大島商船高専練習船大島丸定期検査工事 一式
- 3 訂正内容

訂正前 1 競争入札に付する事項(3) 履行期間平成29年11月27日～平成30年1月7日

訂正後 1 競争入札に付する事項(3) 履行期間平成29年11月27日～平成30年2月28日 (履行期間の内、継続する工事延べ日数14日(休日を除く)以内で検査工事を完了すること。)

訂正前 2 競争参加資格(2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、平成29年度に中国地域の「役務の提供等」(船舶整備)のA又はB等級に格付けされている者であり、なおかつ、本校の定係港から100マイル以内の場所に入渠可能な船渠を有するものであること。

訂正後 2 競争参加資格(2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、平成29年度に中国地域の「役務の提供等」(船舶整備)のA又はB等級に格付けされている者であり、なおかつ、国際水路機構が定める瀬戸内海に入渠可能な船渠を有するものであること。